



平成28年4月18日

各 位

会社名 株式会社タカキュー  
代表者名 代表取締役社長 木内 守  
(コード番号8166:東証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 佐藤 立寿  
(TEL:03-5248-4100)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月7日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成28年5月19日開催予定の当社第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示提供できるよう規定を新設するものであります(変更案第16条)。
- (2) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨の規定を新設するものであります(変更案第30条及び第40条)。なお、第30条の変更に つきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第13条～第15条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第15条 (現行どおり)
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
第16条～第18条 (条文省略)	第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または、表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
	第17条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="304 237 683 264">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="328 309 643 336">第19条～第28条 (条文省略)</p> <p data-bbox="427 416 496 443">(新設)</p> <p data-bbox="304 589 683 616">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="328 633 643 660">第29条～第37条 (条文省略)</p> <p data-bbox="427 741 496 768">(新設)</p> <p data-bbox="328 902 643 929">第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="890 237 1268 264">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="906 309 1241 336">第20条～第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 349 1121 376">(社外取締役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="791 405 1375 555"><u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限定額とする。</u></p> <p data-bbox="890 589 1268 616">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="906 633 1241 660">第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 674 1121 701">(社外監査役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="791 730 1375 880"><u>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限定額とする。</u></p> <p data-bbox="906 902 1241 929">第41条～第44条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成28年 5月19日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成28年 5月19日 (予定)

以上